

平成29年1月23日  
大阪府住宅まちづくり部  
公 共 建 築 室

建設工事の入札参加業者の皆様へ

### アスベストの事前調査に係る調査者の資格等について

建物の撤去工事等を行う際には、関係法令（※1）に基づきアスベストの事前調査を行う必要があります。

住宅まちづくり部公共建築室においては、その調査をより適正かつ厳格に行うことを目的として、調査を行う者に下記の条件付けを行うこととしましたので、お知らせします。

#### ※1：関係法令

- ・大気汚染防止法 第18条の17
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例 第40条の3
- ・石綿障害予防規則 第3条

#### 記

- 1 アスベストの事前調査を行う者に求める資格等（以下のいずれか）
  - ①建築物石綿含有建材調査者（平成25年国土交通省告示第748号）
  - ②労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習修了者（※2）のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者  
※2：平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者を含む
  - ③（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- 2 対象工事  
住宅まちづくり部公共建築室が発注する工事のうち関係法令（※1）でアスベストの事前調査が義務付けられているもの。
- 3 適用時期  
平成29年2月23日以降の公告案件（平成29年度早期発注案件を含む）から適用します。
- 4 その他  
詳しくは、入札公告時に配布される設計図書をご覧ください。